

# UBC情報



発行：2022年8月1日

No. 266

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

8月15日（月）、16日（火）は夏季休暇とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、  
よろしくお願いいたします。

## トピックス

### 令和4年分の路線価等が公表

国税庁は、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となる令和4年分の路線価及び評価倍率を公表しました。

#### ◆令和4年分の路線価は2年ぶりに上昇

全国の標準宅地における評価基準額の平均変動率は前年比0.5%のプラスとなり、2年ぶりに上昇しました。都道府県別では20都道府県が上昇し、北海道が最も高い上昇率（4.0%）となっています。

路線価等は1月1日を評価時点として毎年7月に公表され、その年の相続、遺贈又は贈与により取得した土地の評価額を計算する場合に使用するもので、評価方法には路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式は、路線価（道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額）が定められている土地の評価方法で、形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて計算します。また、倍率方式は、路線価が定められていない土地の評価方法となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

#### ◆相続税評価額を減額する小規模宅地等の特例

相続税は、相続等により取得した財産の価額が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税されます。土地は相続財産で大きな割合を占めるため、路線価等を確認し、おおよその評価額を把握しておくことも大切です。

なお、被相続人の居住又は事業に使われていた宅地を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。例えば、被相続人の居住用宅地を配偶者や同居していた親族が取得した場合、特例の適用により330㎡まで80%減額できます。



## 事業継続計画を策定し災害に備える

地震や台風、豪雨などの自然災害は毎年のように発生していますので、企業規模の大小に関わらず緊急事態が発生した場合に備え、最優先で復旧させる事業の選択や、取引先との事前協議、事業に必要な資産について代替策を用意・検討するなど、「事業継続計画（BCP）」を策定しておくことが必要となります。

BCPを策定する際は、自社の現状に就いて無理なく運用でき、実施可能な取り組みであることが大切です。



## お祭りなどに協賛金を支出した場合は

今年は、3年ぶりの開催となる夏祭りや花火大会などが多くあります。

このようなイベントに企業が協賛金等の名目で支出することがありますが、事業と直接関係のない者が主催しているお祭りなどに協賛金を支出した場合は原則、寄附金となります。この場合は「一般の寄附金」に該当し、資本金や所得額などに就いた一定限度額の範囲内で損金算入できます。

ただし、協賛企業として、\*配布されるパンフレットやホームページなどに広告掲載がある、\*会場で社名がアナウンスされるなど、不特定多数に対する宣伝効果が期待できる場合は、広告宣伝費として全額損金となります。

## マイナポイント第2弾が6月末から全面实施

マイナンバーカードを取得した方（本年9月末までに交付申請が必要）にキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを最大2万円分付与する「マイナポイント第2弾」では、①マイナンバーカードを取得した方に最大5千円分、②健康保険証としての利用申込みを行った方に7500円分、③公金受取口座の登録を行った方に7500円分のマイナポイントを受け取ることができます。

①は本年1月から実施されていますが、②と③は6月30日から申込み開始、申込期限は2023年2月末となります。

## 教育資金や結婚・子育て資金の贈与税非課税

直系尊属である親や祖父母等から子や孫に対して、教育資金や結婚・子育て資金を一括贈与した場合、一定の限度額まで贈与税が非課税となる措置が設けられています。これらの適用期限は令和5年3月末までとなっていますが、結婚・子育て資金に係る措置は期限をもって廃止することも検討されています。

### ◆教育資金の贈与に係る非課税措置

教育資金に係る措置は、直系尊属が30歳未満の受贈者に対して教育資金を一括贈与する場合、1500万円（習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度）まで贈与税を非課税とするもので、金融機関で専用口座の開設等を行う必要があります。

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した場合などに終了となり、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合、亡くなった時点での残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります（受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く）。

### ◆結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置

結婚・子育て資金に係る措置は、直系尊属が18歳以上50歳未満の受贈者に対して結婚・子育て資金を一括贈与する場合、1千万円（結婚関係の費用は300万円が限度）まで非課税とするもので、教育資金に係る措置と同様に、取扱金融機関で専用口座の開設等を行います。

口座契約は受贈者が50歳に達した場合などに終了となり、その時点での残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合の残額は相続税の課税対象となります。



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 266

発行：2022年  
8月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：http://ubc-net.com  
所属：(一財)総合福祉研究会  
(一社)全国地域医業研究会

## 社会福祉法人

物価高騰、社福法人の9割が影響あり  
～WAMが社福法人の経営動向調査を公表しました～

福祉医療機構(WAM)は7月6日に、社会福祉法人に関する「経営動向調査」の結果を公表しました。調査対象はモニターとしてWAMに登録している特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人で、今回の調査は6月1日から6月22日にweb上で実施されました。

サービス活動収益のD I (指数)は前回調査(本年3月)から24%ポイント低下して△31、サービス活動増減差額のD I も26%ポイント低下して△36と、大幅に低下しました。

また介護職員処遇改善支援補助金の実施に伴い、97.1%の施設が本年2月から介護職員等の賃上げを実施していました。従業員数のD I は前回調査から9%ポイント上昇しましたが、△56と依然として厳しい数値となっています。

原油価格や物価高騰による影響を受けていると回答した施設は88.5%で、うち本(2022)年度上半期のサービス活動費用が前年度比5%以上増加する見込みと回答した施設は48.9%でした。サービス活動費用増加への影響が大きい勘定科目は、割合が大きい順に水道光熱費(95.6%)、ガソリン代等の車輛費(52.5%)、給食費(52.5%)でした。

また障害福祉関連事業所の団体である「きょうされん」でも物価高の緊急アンケートを実施、中間で第一次事例集をまとめるとともに、光熱水費や送迎に係るガソリン代、昼食等の材料費等への上乗せ支援を厚生労働省に要望しました。

これらとは別に、物価高に苦しむ医療福祉の現況に関して、後藤茂之厚生労働相は7月5日の記者会見で「さらにどのような対応が必要か検討したい」とだけ発言しました。

(総合福祉研究会)

## 地域・子育て



内閣府では、平成19年度から11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として家族や地域の大切さ等について理解促進を図っています。

(今年度の「家族の日」は令和4年11月20日(日)、「家族の週間」は令和4年11月13日(日)～26日(土)です。)

### 令和4年度「家族の日」写真コンクール

やっぱり、家族っていいね。あなたのあたたかい気持ちを作品にしてご応募ください。

【募集期間：令和4年7月20日(水)～9月12日(月)】

※詳しくは内閣府HPにてご確認ください。

家族や地域の結びつきの大切さが、改めて見直されている今だからこそ、子育て家族の絆と、それを支える地域での子育て支援の大切さを見つめてみませんか。

職員の処遇改善に係る通知の一本化  
～厚生労働省老健局長が新たな通知を发出了しました～

平成21（2009）年度に創設された介護職員処遇改善交付金を継続する形で平成24（2012）年から介護報酬の中に介護職員処遇改善加算が設けられ、令和元（2019）年10月には更なる処遇改善を進めることを目的として介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

さらに、昨（2021）年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」や12月20日に成立した2021年度補正予算において、保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9000円）引き上げるための措置」を、2022年2月から前倒しで実施すること、すなわち介護施設にあっては処遇改善支援補助金の交付が決まりました。現在、介護職員等の処遇改善はこれら3層の制度が存在します。なおこの処遇改善支援補助金は2022年9月までとされ、「10月以降は介護報酬で同様の処遇改善を行う」とされました。

今般、老健局長は「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を发出了しました。これは3層の制度をまとめたもので、従前の通知は9月30日をもって廃止されます（参考資料の図表1参照）。

上記は介護サービスに従事する職員に関する通知で、保育士や障害福祉施設職員等についての通知はまだ发出されていないようですが、それぞれ類似の制度であることから、各担当部署から早晚通知されることと思われます。  
(総合福祉研究会)

★厚生労働省：介護保険最新情報掲載ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

◆図表1 処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）

**新加算（介護職員等ベースアップ等支援加算）**

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
  - 賃上げ効果が継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

**介護職員等特定処遇改善加算**

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
  - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
  - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

**全体のイメージ**

**介護職員処遇改善加算**

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

| 加算（Ⅰ）                                      | 加算（Ⅱ）                                    | 加算（Ⅲ）                                     |
|--|--|---|
| キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たす<br>かつ<br>職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件のうち、①+②を満たす<br>かつ<br>職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件のうち、①or②を満たす<br>かつ<br>職場環境等要件を満たす |

**<キャリアパス要件>**

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件**と**賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施**又は**研修の機会**を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

**<職場環境等要件>**  
賃金改善を除く、職場環境等の改善

[注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。]